

3. 災害情報放送の実施に関する協定書

出雲ケーブルビジョン株式会社 代表取締役 今岡余一良(以下「甲」という。)と
出雲市長 西尾理弘(以下「乙」という。)は、災害情報に関する放送の実施について、
次のとおり協定を定める。

(趣旨)

第1条 この協定は、出雲市内において災害対策基本法(昭和36年法律第233号)第2条第1号に規定する災害その他市民生活に重大な影響をもたらす事象(以下「災害等」という。)が発生し、又は発生する恐れがある場合に、甲の放送設備を使用し、市民へ災害情報を提供することにより、災害等による被害の予防、迅速な避難等に役立てるものとする。

(災害情報放送の要請)

第2条 乙は、災害等が発生し、又は発生する恐れのある場合は、甲に対して災害情報に関する放送を要請するものとする。ただし、気象庁から出雲地区に大雨、洪水警報が発令されたときは、甲は乙の要請を待たずに、L字映像による放送を開始するものとする。

2 前項の放送を要請する際の基準は次のとおりとする。

- (1) 震度3以上の地震が発生し、災害による被害が予想されるとき。
- (2) その他市民の生命・身体及び財産を災害等から保護するため、緊急に災害情報を伝達する必要があると認められるとき。

(放送内容)

第3条 前条第1項のL字映像による放送のほか、必要に応じて災害・交通・避難措置等の放送を行うものとする。

2 L字映像による放送、その他必要に応じて行う放送の内容は別に定める。

(連絡責任者)

第4条 災害情報が円滑に放送されるよう、甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め、相互に届け出ておくこととする。

(費用)

第5条 災害情報の放送に係わる費用は無償とする。

(協定の効力及び更新)

第6条 この協定は、締結の日の属する年度の3月31日をもって終了するものとする。ただし、終了前30日までに、甲又は乙が、それぞれ相手方に文書をもって、協定を延長しない旨の通知を行わない場合には、この協定は1年間更新されたものとみなす。また、更

新された協定をさらに更新する場合も同様とする。

(防災会議・防災訓練への参加)

第9条 甲は、乙が開催する出雲市防災会議及び防災訓練に参加するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、及びこの協定に関し疑義を生じた事項は、その都度

甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、協定書2通を作成し、甲乙双方が署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成17年(2005)6月15日

甲 島根県出雲市渡橋町
出雲ケーブルビジョン株式会社
代表取締役 今岡余一良

乙 出雲市
出雲市長 西尾理弘